

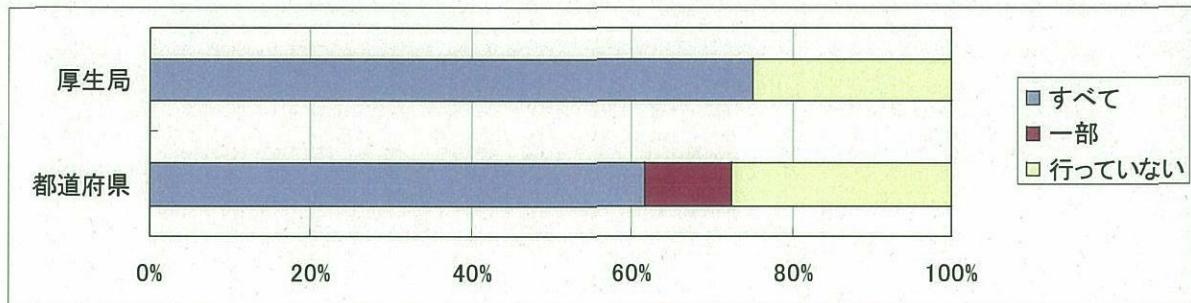
## 第5 申請等に關すること

### 1 都道府県の法定受託事務の見直し

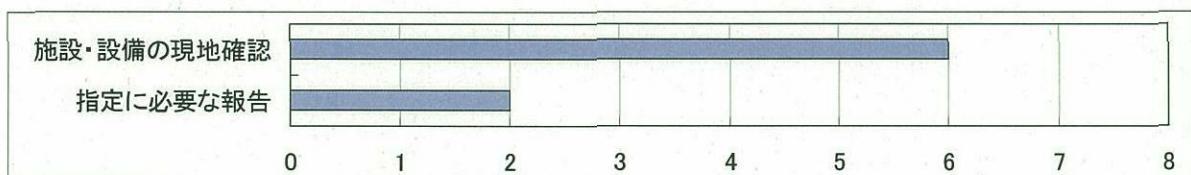
#### (1) 委託・実施状況

厚生局においては、養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務を「すべて都道府県に委託」しているは6件（75.0%）となっており、2件（25%）の厚生局はすべて自ら実施している。

また、都道府県においては、養成施設の指定又は取消しに係る調査に係る事務について、「すべて又は一部の委託を受けている」は34件（72.3%）となっている。



「都道府県に委託している」とした厚生局6件について、その内容をみると、「施設・設備の現地確認」が6件（100.0%）、「指定に必要な報告」が2件（33.3%）となっている。



また、「すべて又は一部の委託を受けている」とした都道府県34件について、その内容をみると、「施設・設備の現地確認」が18件（52.9%）と最も多く、「計画書の確認」7件（20.6%）が多くなっている。

